

# あんしん Life

9  
September  
2023  
Vol.611

誌面P7

JAPAN HERITAGE  
日本遺産  
を巡る



「宮大工の鑿一丁から生まれた  
木彫刻美術館・井波」  
の動画をご覧いただけます

※動画は予告なく終了する場合があります



井波彫刻発祥の井波別院瑞泉寺。井波彫刻の粋を凝らした装飾を数多く見ることができる。(富山県南砺市)



## 明日起こるかもしれない自然災害や感染症に備えて 「身の丈BCP」のすすめ

連載

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「中小企業経営者は政治とどのようにかかわるべきか」

東京大学名誉教授・政治学者 御厨 貴さん

社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継

「事業承継の10年計画スケジュール」



「経営」を守る・支える

あんしん財団

広報誌



# 明日起こるかもしれない自然災害や感染症に備えて

## 「身の丈BCP」のすすめ

監修 京盛眞信氏



東京都中小企業診断士協会中央支部会  
員。イーマネージコンサルティング協同  
組合理事。事業継続研究所代表。専門  
は事業継続マネジメント(BCMS)、リス  
クマネジメント。「ITと知的資産で百年  
企業基礎づくりのお手伝い」をモットー  
に製造業を中心に支援している。

頻発する災害に備えて、各企業で策定が求められている事業継続計画(BCP)(Business Continuity Planning)。皆その必要性を感じてはいるものの、中小企業での策定率はいまだ15.3%※にとどまっています。そうした現状を踏まえて、BCP策定の専門家である京盛眞信氏は、最初から完璧を求めず、まずは「身の丈に合ったBCP」から始めることを提唱しています。

※帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査(2023年)」より

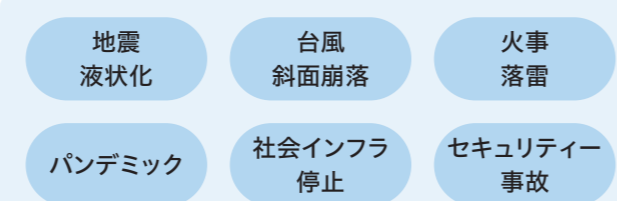
### 中小企業にとってBCPは生存戦略そのもの

BCPは、さまざまな緊急事態が起こった時に、事業を継続・復旧させるための計画です。地震や台風、水害といった自然災害や、感染症によるパンデミック、社会インフラの停止、セキュリティ事故など、頻度は高くないものの、企業の事業継続への影響力(ダメージ)の大きい事象がBCPの対象となります(右図)。

「BCPの必要性は認めながらも、大企業に比べ余力のない自社にはまだハードルが高い、と思う経営者は多いでしょう。しかし、むしろ中小企業こそ、BCPを策定する意味は大きい」と京盛氏。その理由は、事業の種類や地域が多岐にわたる大企業は、万が一、災害に見舞われて一部が継続不能になっても、他の地域や他の事業を稼働させて損害をカバーすることが可能です。一方、中小企業の多くは単一地域・単一事業であり、ひとたび

災害に見舞われて事業が継続できなくなると、顧客が離れて、倒産に追い込まれる例も少なくないからです。「そのような事態を防ぐためにもBCPは必須です。言い換えれば、中小企業にとって、BCPは生存戦略そのものなのです」(京盛氏)。

#### ■ BCP に対応する事象



頻度は少ないが、事業への影響が大きいリスクがBCPの対象となる。

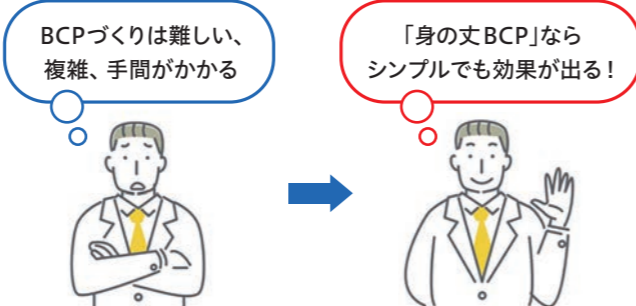
### 「身の丈BCP」なら取り組みやすい

「生存戦略として重要」だとしても、日々の多忙な業務の中で、中小企業はどのようにBCP策定に取り組んだらよいのでしょうか。

「私は、会社の規模に合わせて無理のない範囲で行う『身の丈BCP』を提唱しています」と京盛氏。身の丈BCPとは、「シンプルな対策でも効果は出る」という考えのもと、自社の中核事業を明らかにし、それを守ることに的を絞って、可能な範囲で策定するものです。

BCPは最初から完璧を目指す必要はなく、できる範囲で着手するだけでもメリットがあります。そのメリットとは第一に、BCP策定に取りかかること自体が災害への予防演習になり、経営者・従業員の意識向上につながる。第二に、リスクとそれに対する備えを明確にしておくことで、

取引先からの信用につながり、緊急事態の発生時に逆に企業価値が向上する例もあることです(右ページの事例2参照)。「BCPは難しいと敬遠せずに、まずは3~4ページを参考に、身の丈に合った対策から着手してみましょう。策定するメリットが実感できるはずですよ」(京盛氏)。



中核事業を定めて  
できることから取り組む

## 中小企業の「身の丈BCP」の事例

これまでに京盛氏が身の丈BCPづくりを支援してきた中小企業の事例を紹介します。いずれも中核事業を守るという点に的を絞った、シンプルで無理のない身の丈BCPの事例です。

### 事例 和菓子店Aのケース

#### 1 豪雨の時に1階の商品・店舗設備を守るために、近隣と協力体制をつくる

老夫婦が営む老舗の和菓子店で、中核事業は和菓子の販売。2階建ての古い家屋の1階に店舗があり、豪雨で浸水があった際、1階にある商品・店舗設備を濡らさないことを最優先にBCPを検討した。まず、物置になっていた2階を片付けて商品等を置くスペースを確保。さらに、店主は高齢で商品等をすばやく2階に運ぶのは困難と思われたため、同じ商店街のラーメン店の若い男性店員たちに、緊急時の運搬役を依頼した。

ラーメン店にとっても和菓子店が事業継続することで、商店街の活気の維持につながるというメリットがあります。近隣と協力のうえ、こうした取り決めをBCPとして策定するのはいたってシンプルです。事業継続の可能性を大いに高める内容で、まさに「身の丈BCP」といえます。

#### 実践のポイント

- 浸水した時に商品を濡らさない対策を検討
- 2階を片付けてスペースを確保
- 商品を2階に運び上げる人材を確保



商店街の若い人に和菓子の運搬役を頼んでおく。

### 事例 めっき会社Bのケース

#### 2 災害後のすばやい対応と連絡が評価され、受注が増加

創業100年以上のめっき会社で、従業員は約30名。中核事業はめっき加工。数年前、地域が台風で直撃されて広域停電となった際、めっき加工で不可欠な電気が使えなくなり、操業停止を余儀なくされた。そこで、策定していたBCPに基づき、主要取引先への連絡を開始。半日に一度ずつ取引先に電話し、現状と復旧の見込みについて、完全復旧まで報告し続けた。取引先にとっては、細かく復旧情報が入ってくるのは大変重要なこと。この対応が評価されて信頼性が高まり、その後は、主要取引先からの受注が増加した。

中核事業を守る対策には、このように重要な取引先への連絡や事情説明、折衝なども含まれます。B社のようにいざという時の連絡の段取りを取り決めておくだけでも、すばやく対応でき、高評価につながることもあります。

#### 実践のポイント

- 広域停電により、操業停止を余儀なくされた
- 主要取引先に半日ごとに状況と復旧見通しを連絡
- すばやく細かい連絡によって信頼性が高まり、受注が増加



災害時の取引先への連絡方法もBCPで決めておく。

### 事例 大学芋販売会社Cのケース

#### 3 停電時のさつまいの保管用に発電機の導入を計画

さつまいの生産、加工、販売まで一貫して行っている企業で、直販店は10店舗、従業員は約80人。中核事業は大学芋の生産・販売。大学芋の材料になるさつまいは、年に一度しか収穫できず、それを発芽しないように、かつ品質を維持しながら低温で保管するには電気が不可欠。万が一、災害で停電した場合、さつまいの損害は保険で補えるが、生産がストップすることで顧客が離れてしまうリスクがある。そこで、停電の時にも大学芋の生産・販売を継続できるように、さつまい貯蔵庫に発電機の導入を中心としたBCPを策定中。

BCP策定にあたっては、「損害は保険でカバーできても、事業継続を考えればBCPが必要」という視点が欠かせません。中核事業の継続のためには、保険とは別に、シンプルでも実効性のあるBCPをつくっておくことが重要といえます。

#### 実践のポイント

- さつまいの保存に不可欠な電気が停止した時のリスクを検討
- 損害は保険で補えるが、欠品で顧客が離れるリスクを重視
- 発電機の導入を計画し、BCP策定に取りかかる



停電のリスクを想定し、具体的な対策を検討する。

### まずは守るべき中核事業を特定。

#### 災害別ではなく「機能停止シナリオ」でBCPを考える

身の丈BCPを策定する際の一つのポイントは、中核事業を守ることに目的を絞って考えること。そのため、まずは自社の中核事業を特定するために「**自社の事業の中で、失われると最もダメージが大きいものは何か**」を明確にしましょう。例えば、「〇〇の製造」「〇〇の販売」といった大まかな事業を定め、「その中でも特になくならない困る主力商品は何か」「最優先すべき取引先はどこか」といったことまで取り決めておくと、より具体的なBCPを策定しやすくなります。

二つ目のポイントは、**災害別ではなく、「機能停止シナリオ」に基づいて策定すること**。例えば、「地震」「豪雨」「台風」など自然災害ごとにBCPを策定するとすると、煩雑になり時間も手間もかかります。それよりも、原因は何であれ、「**電力の供給がストップし、設備が使えなくなった場合」「道路が寸断されて従業員が出勤できない。もしくは商品の出荷ができなくなった場合**」など、業務にかかわる機能が停

止した際のシナリオを考えることで、より行動が具体的で実効性、汎用性のあるBCPになります。

とはいえ、事業の種類や会社の立地などによっては、特定の災害を想定したほうが対策を立てやすい場合もあります。その場合は、まず「地震」「水害」などリスクの高い災害に絞ってその災害に対応するBCPをつくり、その後ほかの災害にも応用できるようにアレンジしていくのもよいでしょう。まずは、**自社の状況に合わせて、身の丈に合ったやりやすい方法でBCPづくりに着手してみましょう。**



BCP策定の体制としては、経営者と各部署の従業員がチームで取り組むのが基本。後継者や幹部候補が中心になるのもよい。

### 身の丈BCPづくりのポイント

#### ① 自社の中核事業を特定する

失われると事業が継続できないくらいダメージを受ける事業は何かを考えて特定する。

#### ② 「機能停止シナリオ」を想定する

「電気」「水道」などのインフラがストップした場合の被害を想定する。自然災害はハザードマップを確認。

#### ③ 中核事業を守るためにどうすればいいかを考える

機能停止シナリオに基づき、防災・減災、事業復旧の方法、段取りなどを検討する。

#### 例 ある製造業者の身の丈BCP



自社の中核事業は？

主力事業は部品の製造

最優先すべき取引先はA社。部品をA社に納品することが中核事業！



想定し得る「機能停止シナリオ」とは？

自社は郊外に立地するためインフラがストップすると……

- 原材料が手に入らない
- 道路が寸断されると納品できない
- 電気がストップすると機械が稼働できない
- 生産ラインで働く従業員が出勤できない



事業を継続するためには……

早急な復旧を図りつつ、取引先に安心してもらうための体制をつくらう！

##### 原材料対策

- 原材料や人員の融通、配送の協力など、地域の同業者と連携する体制を構築

##### 取引先対策

- 規模は縮小しても継続的に納品できるよう非常用電源を導入
- 生産体制を工場長が逐次経営者に報告。取引先にも毎日連絡
- スムーズに連絡できるよう連絡フローを作成

##### 従業員対策

- 従業員の安否・出社可否確認のためにアプリを導入。連絡網を作成

早速つくってみよう！



### 企業の簡易版BCPとなる

#### 「事業継続力強化計画」

自社の身の丈BCPとして自社の中核事業を明確にし、それを守るためのイメージが固まってきたところで、次の段階としてそれを文書化し、計画書にまとめてみましょう。**計画書にまとめることで従業員をはじめ、取引先、関係者などとも共有できるほか、定期的な見直しもしやすくなります。**計画書にまとめる際に、参考にしたいのがさまざまな機関で公開されている書式です。その中でも京盛氏が推奨するのは国の認定制度である「**事業継続力強化計画**」への取り組みです。「事業継続力強化計画」とは、中小企業や小規模事業者が、防災・減災対策として必要な取組を計画し、国に申請する認定制度です。『**簡易版BCP**』とも呼ばれ、主に右の5つの項目について自社の対策を検討し、計画を記述していきます。認定を受けると、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策を受けられるほか、国から認定マークを付与され、**企業の信頼度が向上する**メリットもあります。

### 組織全体でBCPへの意識を高め

#### 少しずつステップアップ

事業継続力強化計画はBCPのはじめの一步として、初めてBCPを策定する**中小企業でも比較的簡単に作成できる書式**を採用しており、集中して取り組めば一週間程度で策定することも可能です。「事業継続力強化計画」に取り組む意義として、**作成の過程で自社の災害対策の現状や事業継続に向けての能力を把握でき、目標や課題が明確になる**ことが挙げられます。また、第三者の視点でチェックされるため、中核事業に的を絞った身の丈BCPから、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった4大資源をいかに守るかといった、**より広範囲で具体的なBCPへとブラッシュアップ**されていくでしょう」(京盛氏)。計画の策定に関しては(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)による無料のセミナーや、専門家による無料の策定支援も行われています。「不慮の事態から自社の事業を守るためにも、このような制度を上手に活用しながら組織全体でBCPへの意識を高めていきましょう」(京盛氏)。

#### 事業継続力強化計画 参考サイト

● 中小企業庁「事業継続力強化計画」ページ  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>  
 制度の概要や申請方法、策定のための手引き、申請に関する問合せ先などが掲載されています。



● 中小企業強靱化支援ポータルサイト  
<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>  
 中小企業基盤整備機構が運営するサイト。事業継続力強化計画の策定事例やシンポジウム・オンラインセミナーの案内などが掲載されています。



※掲載している二次元コードのリンク先は予告なく変更されたり閲覧できなくなる場合があります。

#### 「BCP」と「事業継続力強化計画」の位置付け



### 「事業継続力強化計画」で策定すること

#### 1 目的の検討

何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討し、記載する。

- 例
- 従業員とその家族の安全と生活を守る。
  - 災害時にも物品の供給を継続し、顧客や地域への影響を最小限にする。

#### 2 リスクの想定

事業活動に影響を与える自然災害により、中核事業が被る被害想定を記載する。

- 例
- 今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率。
  - 揺れにより生産機器が損傷する。

#### 3 初動対応の検討

「人命の安全確保」「非常時の緊急体制の構築」「被害状況の把握・被害情報の共有」の各項目で防災計画と連動した初動対応を検討、記載する。

- 例
- 従業員の連絡先リスト(電話番号、メール、SNSなど)を作成する。
  - 主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成する。

#### 4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応

これらをどう守るのか、現在の取組みと今後の計画を具体的に記載する。

- 例
- 出勤率低下を想定して、従業員の多能工化を進める。
  - 工場入り口に止水板を設け、床上1mまでの浸水を免れるようにする。

#### 5 平時の推進体制

計画を推進する体制を構築し、訓練・教育などの取組を記載する。

- 例
- 代表取締役の指揮の下、計画の推進や訓練・教育を実施する。
  - 毎年定期的に、全従業員参加の訓練・教育を実施する。

2 FOCUS

明日起こるかもしれない自然災害や感染症に備えて「身の丈BCP」のすすめ

7 日本遺産を巡る

第27回 宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波



10 社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継

Vol. 5 「事業承継の10年計画スケジュール」

12 各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント

Vol.26 「中小企業経営者は政治とどのようにかわるべきか」 東京大学名誉教授・政治学者 御厨 貴さん



16 創業者列伝

第7回 「西洋菓子のパイオニア」 森永製菓株式会社 森永太郎

17 健康資産を増やしましょう

Vol.23 簡単! かかと落としで足から健康に

18 2022年度「決算報告」

20 あんしん財団サービス内容

- 21 ●事業総合傷害保険(特定保険業)
・補償の内容
22 ●ご契約についての注意事項
23 ●保険金をお支払いできる例とできない例
24 ●保険金請求の流れ
25 ●災害防止(お客様サービス事業)
・職場の環境改善のための補助金制度
26 ●職場の環境改善のための補助金 申請の流れ
・その他安全衛生のための活動
27 ●福利厚生(お客様サービス事業)
・あんしん財団WELBOX
・各種補助金制度
28 ●その他サービス
・福利厚生(お客様サービス事業)の変更事項について
29 ●使用者賠償責任保険制度
31 ●保険契約者(会員)資格について
●被保険者(加入者)資格について
●ご加入にあたっての注意
●お申込みからご加入までの流れ
●会費について
●会費の経理処理について

広報誌を動画と音声で お楽しみください

「日本遺産を巡る」 「各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント」の誌面の中にある 下記のマークの二次元コードを スマートフォン等で 読み込んでください



記事に関する動画をご覧いただけます



記事をAIが読み上げます

※ご利用のスマートフォンやタブレットの機種によっては二次元コードを読み取るアプリをダウンロードする必要があります。 ※ご利用のスマートフォンやタブレットの機種、設定環境によってはご利用いただけない場合があります。 ※動画・音声は予告なく終了する場合があります。



広報誌 『あんしんLife』は あんしん財団 ホームページでも ご覧いただけます。

[内容に関するお断りとお知らせ] 本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所・連絡先・料金・営業時間・URLや二次元コードのリンク先などは、予告なく変更されたりご利用できなくなる場合があります。また、情報は細心の注意を払って掲載していますが、その記事および内容の正確性を保証するものではありません。どのようした場合、理由によらず、本誌の情報を利用したために被った損害に対しては、当法人は一切の責任を負いません。料金(価格)、所要時間なども目安としてご提供いたしますようお願い申し上げます。また、本誌に掲載されている記事、写真、イラストなどは著作権法で認められた私的な使用や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的なメディアに複製、転載することはできません。本文中の商標および製品・サービス名称は各社の商標または登録商標です。本文中では、TM、®マークなどは明記していません。



日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。今回は、富山県南砺市井波地区の古刹再建に端を発して生まれた、華麗にして豪壮な井波彫刻の歴史と、井波独自の技術承継と後継者育成についてご紹介します。



職人街には約200軒の工房が連なり、リズムカルな鑿の音が響く

1 八日町通り

木彫りの看板や表札など随所に井波彫刻が見られる瑞泉寺の表参道。通りに面して軒を連ねる多くの工房は、ショーウィンドーのように通りから工房の中での作業の様子をうかがうことができる。

鑿と彫刻刀だけで彫り上げる井波彫刻

富山県南西部に位置する南砺市の井波地区を中心に、江戸時代中期からいまに受け継がれている井波彫刻。現在、井波は全国一を誇る彫刻産地となっており、町の至るところに、七福神や十二支などの木彫刻が飾られ、町全体がさながら木彫刻の美術館のよう。風情ある石畳の八日町通りを歩くと彫刻工房と町家が軒を連ね、木槌の音が響き、木々の香りが漂います。

井波彫刻の特徴は、クス、ケヤキ、キリなどの天然木の厚い一枚板を用いた立体的で躍動感のある高度な木

工技術です。中でも木の両面から立体的に彫り上げる「透かし彫り」は繊細さと力強さを併せ持ち、多くの寺社仏閣を美しく飾ってきました。この井波彫刻の作風を支えているのは、大小さまざまな形をした鑿と彫刻刀です。その種類は、荒落し用から仕上げ用までを合わせると30種類を超え、職人は200~300本もの鑿・彫刻刀を素材や工程によって使い分けます。現在では、住宅欄間や全国の寺社仏閣の彫刻、置物、美術品など、幅広い分野で制作が行われています。



記事はAIが読み上げます。 ※音声は予告なく終了する場合があります。

# 江戸時代からいまに伝承される職人の技と 未来へつなぐ次なる一手

## 古刹再建を機に4人の宮大工から始まった

井波彫刻の発祥といわれるのが、南砺市にある井波別院瑞泉寺です。瑞泉寺は1390年(明德元年)に本願寺五代禪如上人により創建された古刹ですが、1762年(宝暦12年)の井波大火で本堂が焼失。その再建にあたり京都本願寺より御用彫刻師・前川三四郎が井波に派遣されました。その際に、番匠屋七左衛門ら地元の宮大工4人が前川に弟子入りし、本格的に彫刻の技法を習ったのが井波彫刻の始まりとされています。中でも七左衛門は名工として名をはせるまでになり、浮き彫りの技法で作成された瑞泉寺勅使門両脇板の「獅子の子落とし」(4)は、日本彫刻史上の傑作と評されています。

その後も井波の宮大工たちは、芸術性の高い京の技を学び、脈々と技を受け継いでいきます。そして京や江戸でも高い評価を得るまでになり、井波彫刻は江戸時代を通じて各地へ広まり寺社仏閣や山車などを彩る技法として育まれていきました。1879年(明治12年)には京都の東本願寺再建事業に井波の彫刻師が加わり、現在に残る数々の彫刻が彫られました。



2 瑞泉寺山門(写真上)  
3 雲水一疋龍(写真下)

山門は高さ17mの緋けやき造りで、正面上部には前川三四郎作「雲水一疋龍」の彫刻が施され、その躍動感に溢れる龍の姿は井波彫刻の原点ともいわれている。

取材協力・写真・動画提供/真宗大谷派 井波別院 瑞泉寺、南砺市観光協会、井波彫刻協同組合、富山県

日本遺産とは  
WHAT'S JAPAN HERITAGE?

日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史的ストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待されています。https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/



前川三四郎の像  
(井波彫刻総合会館)

瑞泉寺本堂の再建に際し井波の宮大工に技と極意を伝授した名工。



4 獅子の子落とし  
番匠屋七左衛門の作で、瑞泉寺勅使門の両脇板に施されている。

## 徒弟制、訓練校、作家組織で伝承

明治以降も井波彫刻は時代のニーズに合わせて寺社彫刻だけでなく、民家の欄間制作などにも柔軟に対応し、順調に発展。彫刻師も多くの門弟を抱えて技を伝承していきました。しかし昭和期には戦争の激化に伴い芸術性の高い井波彫刻の需要が減るとともに、徴兵で若い職人も減少しました。そのような中でも残った職人で技術を守り続け、戦後は、新たな職人養成のため地域全体で独自のシステムを作り、支援を始めました。

その最たるものが、徒弟制と職業訓練校の2つで技能訓練が受けられるという、恵まれた環境を整えたことでした。職人を目指す者は親方の家に住むなどして工房で修業しつつ、現場実習では身につかない体系的な知識や工程を訓練校で、賃金を得ながら習得できるようにしたのです。弟子入り期間は5年で、年季が明けて晴れて一人前の職人となった徒弟は、独立・自営することができます。さらに、作家としても飛躍できるよう芸術作家の組織も用意されており、職人たちは日常の商品制作に励みながら研さんを積み、展覧会への出品を目指すことも可能です。このような芸術作品としての彫刻の制作は、彫刻や職人の社会的評価を得ることもつながっています。現在、井波の約300人の彫刻師のうち80人以上は作家としても活躍。地域全体で大切に育ててきた井波彫刻は、いまや日本の伝統工芸の護り手になっています。

### もう一つのストーリー

#### 次世代へつなぐ新たな取り組み

日本で唯一、木彫工芸を専門に学ぶことができる「井波彫刻工芸高等職業訓練校」。後継者を育成するため戦後間もない1947年(昭和22年)に創設され、これまで数多くの職人を養成してきました。しかし特に近年では、弟子をとる職人や入校者の数が減少したため、2023年3月をもって休校とし、新たに「井波彫刻塾」として開校しました。それに伴い、これまで職人の弟子のみとしてきた入校の条件を撤廃。14歳以上の志願者は誰でも入校可能にするなど間口を広げ、新たな後継者の育成を目指しています。



井波彫刻工芸高等職業訓練校



6 町家の彫刻欄間

井波彫刻の代名詞。斜め下から眺める人間の目線を考慮し、幾重にも重なって深い奥行きを感じられるよう計算されている。



7 木遣踊り

瑞泉寺再建に際し、大木を運ぶ時に歌われた唄が起源。瑞泉寺の伝統行事「太子伝会」で踊りが奉納され、八日町通りでは町流しも行われる。



欄間作りの工程

職人は自分専用の鑿(のみ)と彫刻刀を200~300本持ち、素材や工程によって100~120本の鑿を使い分ける。



1 図柄を考え、木炭で和紙に書いて下絵とし、自然乾燥させた木材に写す。



2 糸ノコで不必要な部分を削り落とす。鑿や彫刻刀でさらに細かく彫り、自然乾燥させる。



3 数多くの鑿を使い分けながら全体を彫り上げる。同様に裏面も彫る。



4 紙ヤスリは一切使わず、豆カンナと大小の仕上げ鑿だけで仕上げていく。

5 町屋の木彫刻看板と表札

八日町通りを中心に、三日町通りや六日町通りの工房や店舗の看板、バス標識、表札など随所に井波彫刻が見られる。



8 井波彫刻

力強くも緻密で繊細な技法が随所に凝らされている。時に大胆に、優美にと、多彩な表現を駆使することで井波彫刻の美は生み出されている。



動画を見る ※動画は予告なく終了する場合があります。

鑿と彫刻刀だけで仕上げる井波彫刻の欄間作りがご覧いただけます。

動画提供 伝統工芸 青山スクエア

### 日本遺産「宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波」を構成する文化財一覧

- 井波彫刻 8
- 井波別院瑞泉寺 表紙
- 瑞泉寺山門 2
- 瑞泉寺勅使門
- 瑞泉寺太子堂
- 雲水一疋龍 3
- 獅子の子落とし 4
- 大棟壁
- 八日町通り 1
- 齋賀家住宅
- 町家の彫刻欄間 6
- 町家の木彫刻看板と表札 5
- 本町通り
- 井波町物産展示館(旧井波駅舎)
- 浄蓮寺の翁塚と黒髪庵
- 白浪水
- 井波の蚕堂
- 井波彫刻総合会館の木彫刻作品群
- 三卓の仏具
- 越中一宮高瀬神社
- 八乙女山鶏塚と風穴
- 越中五箇山相倉集落
- 五箇山の寺社群
- 城端神明宮祭の曳山行事
- 庵屋台
- 福野神明社 春季祭礼曳山
- 宇佐八幡宮春季祭礼
- 井波八幡宮の春季例大祭
- 木遣踊り 7
- よごし
- いとこ煮
- どじょうの蒲焼
- かぶら寿司

※2023年7月5日時点の構成文化財。 ※番号が付いている文化財は、本誌に写真付きの説明があります。

※上記のすべての文化財の詳細は、右の二次元コードよりご覧いただけます。





10回の連載でご紹介します

4月号

Vol.1  
なぜ、いま「事業承継」が  
問題となっているのか

5月号

Vol.2  
「経営権の承継」で  
経営理念や思いを引き継ぐ

6月号

Vol.3  
後継者を育てることも  
現経営者の重要な仕事の一つ

7・8月  
合併号

Vol.4  
事業承継選択肢の  
どれを選ぶか/事例紹介

9月号

Vol.5  
事業承継の  
10年計画スケジュール

10月号

Vol.6  
【事例紹介】  
第三者承継

11月号

Vol.7  
財産権の承継は経営を  
支えるもう一つの柱

12月号

Vol.8  
現社長が高齢の場合の  
財産権承継

2月号

Vol.9  
現社長が65歳未満の  
場合の財産権承継

3月号

Vol.10  
事業承継で  
伝えておきたいこと

※内容は変更になる場合が  
あります。

バックナンバーは「あんしんLife」の  
WEB版からご覧いただけます



閲覧にはユーザー名と  
パスワードが必要です

ユーザー名

パスワード

監修 古田土 満氏



税理士・公認会計士。税  
理士法人古田土会計代  
表社員。株式会社古田  
土経営代表取締役会長。  
3,700社の中小企業経  
営者に経営指導をする

税理士法人古田土会計を一代で築く。工夫  
を重ねた「古田土式月次決算書」は経営者ほ  
もとより、金融機関からも好評。日経トップ  
リーダーにて4年以上にわたり連載。

## Vol.5 事業承継の10年計画スケジュール

前号までは、主に経営権の承継についてお伝えしました。今回はそれを踏まえ、親族に後継者候補がいる場合をモデルケースとし、およそ5～10年かかると思われる事業承継のスケジュールを把握するとともに、どの時期に何をしておくべきかについて考えます。

### ■現経営者のリードで円滑な代替わりを

会社にとって大きな転換点となる事業承継は、思い立った時すぐできるものではありません。会社を発展させ、経営者、後継者候補、従業員などが納得できる事業承継をするためにも、現経営者引退までの5～10年先を見据えて「事業承継計画」(図1参照)を立てましょう。このスケジュールは、大きく分けて段階ごとに、後継者候補を定める「準備期」、後継者に承継する「承継期」、後継者をバックアップする「並走期」の3つの時期があります。それぞれの時期にどのくらいの年月をかけるかは、事業内容、財務状況はもちろんのこと、親族内か、親族外への承継かによっても変わってきます。

まず承継のタイミングについては、年齢で考えるのが明快でよいでしょう。「現経

営者の実力が衰えたら」「後継者の実力がついたら」などと考えていると、準備を進めづらくなります。そのうえで「〇年後に承継する」「〇年後に会長を引退する」など具体的に時期を定め、それを宣言します。宣言することで、ものごとが動き始めるからです。一方、社長の引退年齢は、従業員の定年を目安に考えると、従業員の定年年齢の前後5歳が現実的です。60～70代までにバトンタッチし、以降は会長や顧問、相談役となるのが望ましいでしょう。

今回ご紹介するのは主に経営権の観点からの承継スケジュールですが、財産権の承継も10年程度かかるのが一般的です。こちらについてはVol.7(11月号)から詳しく説明します。

図1 事業承継計画(10年スケジュール)の作成例 [親族内承継]

		準備期 (2～3年)			承継期 (2～3年)			並走期 (3～5年)				
		年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
会社の中長期目標	自社の 数値計画	現預金	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	6,000万円	7,000万円	8,000万円	9,000万円	6,000万円
		借入金	1億円	1億円	1億円	8,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
		売上	3億円	3億円	3億円	3億1,000万円	3億2,000万円	3億4,000万円	3億5,000万円	3億6,000万円	3億7,000万円	3億8,000万円
		利益	1,500万円	1,500万円	1,500万円	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円	2,400万円	2,500万円	2,600万円
現経営者	年齢	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	
	役職	代表取締役社長	→	→	→	→	取締役会長	→	→	→	引退	
	持株割合*	100%	90%	80%	70%	60%	50%	50%	50%	50%	0%	
後継者教育・ 引き継ぎの計画	<p>後継者とコミュニケーションをとりながら 経営理念、ノウハウ、ネットワークなど自社の強みを承継</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●後継者候補に新規プロジェクト等を任せ、実践的な経営ノウハウを経験させる</li> <li>●後継者候補の実力を見定める。</li> <li>●後継者を指名し、承継時期を「宣言」</li> <li>●後継者に社内外の人脈、人的資産を引き継ぐ</li> <li>●経営者保証を解除する</li> <li>●現経営者と後継者が一緒に「経営計画書」を作成</li> <li>●事業承継までに株式を50%まで移行</li> <li>●事業を承継し会長に就任</li> <li>●調整役として新社長をバックアップする</li> <li>●後継者が「経営計画書」を発表する</li> <li>●退職金を受け取り引退。株式を後継者に引き継ぐ</li> </ul> <p>先代が会長として会社にいることが、周囲の安心材料となる。</p> <p>会社の継続性を社内外に表明する。</p>											
	年齢	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職	部長	→	→	取締役	→	代表取締役社長	→	→	→	→	
	持株割合*	0%	10%	20%	30%	40%	50%	50%	50%	50%	100%	

※株式の移転には売買、生前贈与、相続の3つの方法がある。親族内承継で多い生前贈与の場合、贈与税の対象となるため、5～10年以上の時間をかけて計画的に移転する必要がある。

### 準備期 (2～3年)

#### 後継者候補を定める時期

承継の準備段階として、現経営者の経営理念や思いを後継者へと引き継ぐため、まず自社の理念や戦略、将来のビジョンなどを経営計画書にまとめ、言語化します。

また準備期は後継者候補の資質を見定める時期でもあります。新規のプロジェクトなど、規模は小さくてもよいのでチャレンジさせ、成果の有無や周囲からの評判などで、実力を評価しましょう(準備期における後継者育成方法や事例はVol.3(6月号)、Vol.4(7・8月合併号)をご参照ください)。



**事業承継計画とは** 事業承継を着実に進めていくために、自社を取り巻く状況を踏まえ、いつ、何を、誰に、どのようにすべきか事業承継のスケジュールを具体化した計画のこと。自社の中長期的な経営方針や方向性、目標などを設定しながら、事業承継の行動計画を盛り込んでいく。事業承継までに現経営者が実行する取組みだけでなく、事業承継後に後継者が実行する取組みまで計画に織り込むことで、経営者の交代があっても、切れ目のない一貫した事業展開が期待できる。

### 承継期 (2～3年)

#### 後継者に承継する時期

承継期に重要なことは社内外の人脈、人的資産を引き継ぐことです。遅くとも3年前までに後継者を指名し、「〇年までに承継する」と宣言したうえで、順次、引き継ぎを進めていきます。実務的な面では、現経営者の保有株式を後継者へ準備期から段階的に引き渡し、社長を引き継ぐまでに50%としておきます。経営者保証もこの時期に解除しておきましょう。

承継が完了したら、今度は後継者が経営計画書をまとめ、新たな経営方針として発表します。そして、しっかりと先代の経営理念や思いが、後継者に引き継がれていることを社内外に伝えましょう。



### 並走期 (3～5年)

#### 後継者をバックアップする

承継後はしばらく並走期間を置きます。現経営者は会長に就き、後継者をバックアップします。この時期、あくまでも経営を行うのは後継者であり、会長は見守る立場に徹しましょう。自分の行う仕事の範囲を決め、後継者に決断、判断を任せることで、後継者自身の経験値も高まっていきます。並走期間は従業員や顧客、取引先などのステークホルダーが安心するまでとなりますが、3～5年は見ておきましょう。承継時に50%とした株式は会長退任の際にすべて後継者に引き継ぎます。退職金を受け取ることで自社株式の評価額が下がり、そのタイミングで譲渡すると税負担も抑えられます。



今回は事業承継計画の考え方について見てきました。次号では、親族外承継を実際に行った2社の事例をご紹介します。

# 経営のヒント

各界のスペシャリストに学ぶ

撮影・赤城耕一

Vol.26

中小企業経営者は政治とどのようにかかわるべきか

企業経営は国政や地方政治と決して無縁ではありません。政治家らの経験を口述記録し、歴史資料として後世に伝える「オーラル・ヒストリー」の第一人者である政治学者の御厨貴氏に、中小企業経営者は政治とどう向き合っていくべきかお話を伺いました。



interview with

東京大学名誉教授・政治学者

御厨 貴 さん

Vol.26

## 中小企業経営者は政治とどのようにかかわるべきか



経済政策が期待された岸田内閣は「平時対応型内閣」危機の時代を乗り切ることができるか

岸田文雄内閣がこの秋で丸2年を迎えます。2021年10月に第1次岸田内閣が発足した頃は、自由民主党最古の派閥「宏池会」から久しぶりに総理大臣が出たということで、大いに期待するところがありました。宏池会の創設者である池田勇元元首相の「所得倍増計画」(10年間で国民所得を2倍にする)によって日本は高度経済成長へと歩み出しましたし、岸田内閣も経済政策では大きなプランを打ち出すのではないかと見られていました。

ただ、岸田文雄という人物は、宏池会でもちょっと異質なところがあります。宏池会は、自民党の中でも穏健路線の「ハト派」であり、平和外交を軸にしていると見られてきました。岸田さんが「タカ派」と評される安倍晋三内閣で外務大臣を務めていた当時、僕は何度かテレビ番組で岸田さんと話したことがあります。自身が率いる宏池会の拡大を目指すのかと聞くと、彼はキョトンとした顔で、「いやいや、現状の40人程度をコントロールするだけで精一杯。小・中学校のクラスだってそんなものでしょう」と答え、その場にいた人たちをあ然とさせたのでした。これはおそらく岸田さんの本心で、派閥を拡大して自分のやりたいことを実現しようという思いはなかったのでしょう。また僕は、安倍外交を支えるうちに、岸田さん自身の考え方が「ハト派」から「タカ派」寄りになったのではないかと問いかけました。すると「いや、(宏池会の伝統である) 平和主義は変わっていない。た

だ、周囲の状況が変わっただけ。政治家は状況に応じて変わっていくもの」と述べました。それを聞いて、この人は政治的な信念を持っていないからこそ、強いのだなと思いました。その印象は、首相になってからも変わりません。宏池会は伝統的に官僚出身者が多い派閥ということもあり、政策決定にあたって、官僚から上がってきた課題はできる範囲で取り入れますが、岸田さん個人からは、何かをやりたいというのは見えてこない。国民も岸田政権の発足当初は「いいこともしないが、悪いこともしないだろう。まあこれでいくか」と見ていたのではないのでしょうか。ただ、日本はいま危機の時代です。周辺地域での紛争など、何か大きなリスクが生じた時、岸田さんがすぐに対応できるかという点、少々不安です。基本的には、岸田内閣は「平時対応型内閣」だと思いますね。

国民の間にうっすらと広がる「先延ばしにしたい」という空気に政権も応えている

一方で、危機意識という点では国民ものんびりしたものです。日本経済が右肩下がりとと言われて、もう20年です。日本は経済格差が少なく、分厚い中流階層が経済成長を支えている、という神話はとっくに崩れています。このままでは、日本経済は新興国に追い抜かれ、財政破綻も近い。しかし、国民の意識としては、日本がこんなにも弱くなっているということをまだ受け入れられていない。つまり、「そうは言っても、自分が生きているうちに破綻することはないだろう」「いましばらくは大丈夫だろうから逃げ切れるのでは



音声読み上げ  
記事はAIが読み上げます。  
※音声は予告なく終了する場合があります。

ないか」と、目下の危機から目を背けて、対応を先延ばしにしているわけです。そして、「そうこうしているうちに経済もよくなるのでは」という、うっすらと広がる国民の期待に政治も対応している。政府は経済政策の全体像を示さないまま、政策を小出しにしています。ただ、「いまの政権を積極的に支持するわけではないが、ほかに代わる人物もないし」というところで、岸田政権は大きな失態がない限り、続いていくだろうと思っています。

こうした政策決定においてあいまいな政権だからこそ、官僚には頑張してほしいところですが、いま日本の官僚も疲弊してしまっています。東京大学法学部を出て国家公務員になるというのが日本のエリートの王道でしたが、いま20代後半から30代の若手の官僚が日に日に弱っているのです。中央官庁の官僚は土日もなく働いています。一方で、その激務に見合った報酬を得ているかといえば、そうとはいえません。民間企業のほうが自由に働けるし、報酬も得られるということで、国家公務員になりたがる人が減り、また官僚になっても数年で辞めてしまう人が増えているのです。どんな仕事でも「働きがい」は必要です。ところがいまの日本では、国を支える官僚という仕事から「働きがい」が抜け落ちてしまっている。これでは国家は衰退してしまいます。国とは何か、公務とは何か、キャリア官僚は何をするのか、といったことを教えるエリート教育が求められていると思います。

一方で、近年の変化の兆しとして、改革の担い手

として地方政治家や地方公務員に注目が集まっています。特に新型コロナウイルス感染症への対応では、地方自治体の取組みについて首長が全国メディアで発信し、モデルケースとして取り上げられることが多くありました。地方公務員の仕事の大変さと同時に、地域のために働くことのやりがいや魅力がクローズアップされたことは、コロナ禍という災厄の中での一つの朗報だったのではないのでしょうか。

### 中小企業経営者がリーダーになって 地域の政治家との 話し合いの場をつくる

2023年の統一地方選挙では、女性の候補者数が過去最多となったことも注目されました。かつては、地方議員は頻繁に飲み会の付き合いがあるから、女性には無理だと思われていた時代もありましたが、最近はそのようなことはありません。飲み会を断っても議員活動はできるし、またそうでなければなりません。

地域経済を担っている中小企業の経営者も、地方政治のそうした新しい多様化の流れと連携していくことが大切だと思います。もちろん地方でも少子化、人手不足などの問題は深刻ですが、一方で都会から移住してくる人も増えています。コロナ禍でリモートワークが当たり前になり、さらにその動きが加速しています。新しく入ってきた人を地域の中にどう受け入れるかが、これからの課題になってくると思います。

## “地域経済の振興のため 地方からビジョンを 発信してほしい”

### Takashi Mikuriya

●みくりや・たかし

1951年生まれ。東京大学法学部卒業。政治学者。東京大学先端科学技術研究センターフェロー。東京都立大学教授、政策研究大学院大学教授、東京大学先端科学技術研究センター教授などを歴任。数多くの政治家にインタビューし、オーラル・ヒストリー（口述歴史）という方法を駆使しながら、日本の近現代政治を分析。TBS「時事放談」などメディアへの出演も多い。著作に『政治の眼力-永田町「快人・怪物」列伝』など多数。

2011年の東日本大震災の後に、東北地方の小・中学校で先生が亡くなったり避難したりして教員不足になった時、それを補ったのが、復興支援で訪れた学生たちでした。震災がなければ来ることはなかった人たち。そこで、さまざまな人の交流が生まれたんですね。人間の触れ合いの「複線化」といいますか、それがやはり地方活性化のエネルギーになると思います。

中小企業経営者は自社や業界の利害関係から、政治に関与することもあるでしょう。地域の経済を担っている経営者が、地域の政治家を応援するのは当たり前のことです。ただそこで重要なのは、単なる利害がらみのお付き合いではなくて、地域経済をどういう形で振興させていきたいのかということ、地方議員と話し合う場をつくることです。そういう取り組みには、その地域に移住してきた新住民や外国人労働者も交えるべきです。自分たちの地域をよくするにはどうしたらいいか、皆で一緒に考える。そして自分たちの地域を自分たちで改革していくという自覚が必要です。そのための基盤づくりはこれからますます大切になります。かつて講演会で地方を訪れた際、中小企業の経営者とおぼしき男性から「アベノミクスは私たちのところまで降りてくるのでしょうか？」と聞かれて返答に困ったことがあります。これからの時代は、お上に頼るという発想はやめて、アベノミクスに代わる何かを自分たちで考えなければならない。そして地方からビジョンを発信すべきであり、その動きをリードする役割が地域の経営者にはあると思います。



御厨 貴さんの

## ひらめきの瞬間 5つの質問

御厨さんの「ひらめきの瞬間」の詳細を動画でご覧いただけます

### Q アイデアがひらめくのはどんな時ですか？

僕の場合は寝入りばな。頭はまだ興奮していますから、次の研究テーマはどうしようかなど考えると、昼間考えているのとは違ったアイデアが浮かびます。

### Q 初対面の人と話す時、何に気を付けていますか？

きちんと目を合わせる事が大事ですが、強く見つめるのもよくない。なるべくほっとした状態で見てみると、誰とでも不思議と話ができるようになります。

### Q 重要な決断の基準になるのは？

おもしろい、これならいけるというものだけやります。仕方なくやったものは必ず失敗するので、義理や人情があっても、そこは切り捨てます。

### Q オンとオフの切りかえはどうしていますか？

昔は犬を飼っていて、一緒に散歩に行く時には僕の頭は空っぽになりました。そのタイミングがオン・オフの切りかえスイッチになっていましたね。

### Q 日課は何でしょうか？

強いて言えば夜の歯磨きかな。歯を磨けば歯垢が取れる。今日一日の嫌だったことも、一緒に取れていくような気がします。

## 御厨さんのスペシャル動画を WEB版デジタルブック内で公開中！

WEB版  
限定



インタビューテーマ

## 行政や住民とつながって 地域を活性化しよう

閲覧方法

STEP 1 二次元コードを読み込む  
(WEB版デジタルブックへアクセスします)



STEP 2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力  
ユーザー名  パスワード

STEP 3 誌面の赤く光る箇所をタップ



※デジタルブックの詳細はあんしん財団ホームページをご覧ください。※動画は予告なく終了する場合があります。





# 森永製菓株式会社 西洋菓子のパイオニア 森永太一郎

1914年発売の紙箱入り森永ミルクキャラメル。森永のキャラメルはそれ以前からあったが、品質や保存耐久性の観点から一粒ずつ個装してバラ売りしていた。携帯に便利な容器として、紙を二重にしたポケットサイズの紙箱が実現すると、空前のヒットとなった。

森永太一郎(もりなが たいちろう)【1865-1937年】肥前伊万里(現佐賀県)出身。陶磁器商として24歳で渡米した際、西洋菓子のおいしさに感動し、現地で西洋菓子製造技術を修得する。1899年、森永西洋菓子製造所を創業。1910年株式会社森永商店、1912年に森永製菓株式会社に改称。

## もう一人の創業者・松崎半三郎の進取の精神

松崎半三郎は元は輸入菓子原料を扱う貿易商で、太一郎にとってはビジネスの取引相手であった。松崎は太一郎より10歳ほど年下だったが、太一郎は松崎の誠実な人柄や海外事情に明るいことにはれ込み、三顧の礼をもって松崎に入店を促した。松崎は太一郎に3つの条件—①太一郎は製造に専念し、営業は松崎が担当する ②近い将来、株式会社組織に改める ③必要な人は人物本位で広く採用する—を提示し、これを太一郎が快諾。1905年、松崎は支配人として入店した。

当時の森永製菓の近代化は、特に松崎によるところが大きい。原料の直輸入や製造の機械化、コスト削減、専売制度の確立などに尽力した。欧米先進国から最新の雑誌やカタログを取り寄せ、新式の製造機械類を導入したり、機械の専門技術者を採用したり、さらには技術指導を仰ぐため外国から製菓技師を招へいた。自らも海外視察をよく行い、いち早く大量生産設備への切り替えに取り組んだ。また、世の中に広告の威力が知られていない時代に、広告を戦略的に活用したのも松崎で、販売店や特約店との共存共栄を狙い、販売店などの名をズラリと並べた新聞広告は大きな反響を得た。

1935年、太一郎は「事業は人。器の人が任に就くべし」との言葉とともに、社長のバトンを松崎に渡した。



1912年、中国、朝鮮半島の輸出事業視察に出発する松崎支配人(左)と高木監査役

※文中敬称略

おいしい西洋のお菓子を日本の人々に食べさせたい—。アメリカで製菓製造技術を学んだ森永太一郎はわずか2坪の工場から日本有数の菓子メーカーの礎を築いた。

### ●菓子製造を近代産業へ

太一郎が東京・赤坂溜池にわずか2坪の工場を設立したのは1899年夏。開業あいさつのチラシには、キャンデー、ボンボン、キャラメル、クリームチョコレート、マシマロなど多数の西洋菓子を注文に応じて製造すると記されている。当時、これほど多くの西洋菓子をつくれる日本人は太一郎以外には皆無であった。創業当初こそなかなか売れずに苦労したが、クリスマス時期を機に注文が増え、翌年4月には工場と同番地の表通りに出店。その際、英語で書かれた看板に目を止めた米国公使夫人が店に訪れ、太一郎のつくる菓子に感動して友人を紹介すると、店は賑わいを見せるようになった。1903年には東京・赤坂田町に約50坪の工場を建てたものの4年後に火事で工場が全焼してしまう。しかし太一郎はこれを大量生産化への機と捉え、設備の機械化・近代化に踏み出し、わずか3ヵ月後には新工場を稼働させた。その後も近代産業化への歩を緩めることなく画期的な量産方式を採用し、1910年代にはおなじみの紙箱入り森永ミルクキャラメルや、日本初のカカオ豆から一貫製造したチョコレートも発売された。



1900年、溜池表通りに移転

### ●福利厚生と社会貢献でもパイオニア

明治の末期から昭和の初めにかけては、非衛生の典型として「菓子屋の台所」が例に挙げられていた時代だったが、太一郎は従業員に白衣・白帽を義務付け、衛生も品質の一部との思想を徹底させた。1910年代には、従業員の心身健康を重視して8時間労働制の導入、福利厚生の整備、充実した給食、従業員の教育や資格取得の支援などを実現している。関東大震災でも自社の被害が少ないことを確認すると、震災翌日から被災者の救援活動にあたり、菓子類6万袋、練乳1万5,000缶を配布。ミルク無料配布の列に並ぶ母親たちを、太一郎自らが先頭に立って励ましたという。

2024年、森永製菓は125周年を迎える。敗戦からの復興時、森永の菓子が子どもたちを笑顔にしたように、同社はこれからも子どもたちの健やかな笑顔を支えていくのだろう。

●参考文献/『森永製菓100年史—はばたくエンゼル、1世紀—』  
●写真提供/森永製菓株式会社



## 健康資産を増やしましょう

一人ひとりの健康は会社の大切な資産です。日々コツコツと蓄えていきましょう。

# 簡単! かかと落としで足から健康に

「時間がない」「面倒」などの理由から運動が続かないという方は多いのではないのでしょうか。そんな方は手軽な「かかと落とし運動」を試してみませんか。足の筋力アップに加え、骨の強化や内臓の活性化、血管の若返りにも役立ちます。

お話を伺いました 諏訪中央病院名誉院長 鎌田 實氏

●「地域包括ケア」の先駆けをつくり長野県を健康長寿県に導く。『70歳、医師の僕がたどり着いた鎌田式「スクワット」と「かかと落とし」』(集英社)など著書多数。



シンプルな運動なのでいつでもできます。

## さまざまな健康効果が期待できる「かかと落とし」

運動不足などにより足の筋力が低下すると、歩行時につま先が上がりにくく、つまずきやすくなります。ご紹介するかかと落とし運動は簡単なのに、脛の筋肉を強化することができ、つまずきや転倒の予防につながります。また、ポンプの働きをして下肢の血液を心臓へ送り返すことから「第二の心臓」といわれるふくらはぎの筋肉も刺激。それにより血流が促され、脳梗塞や認知症の予防も期待できます。さらに、かかと落とし運動で骨に刺激(振動)が加わると、骨をつくる骨芽細胞の働きが活発になり、その際に骨ホルモン(オルテオカルシン)も盛んに分泌されます。このホルモンは骨の新陳代謝を促進して骨量を増やして骨密度を高めるだけでなく、血液に放出されると膵臓などの臓器にもよい影響を与えることがわかっています。手軽で簡単なかかと落とし運動をいまずぐ始めてみませんか。

### かかと落としで期待できる 効果

<b>足の筋肉を強化</b> <b>脛の筋力アップ</b> つまずきや転倒しにくい筋肉をつける。	<b>ふくらはぎの筋肉を刺激</b> 毛細血管の血流を促して脳梗塞や認知症を予防。
<b>骨ホルモンの分泌を促進</b> <b>骨粗しょう症予防</b> 骨の新陳代謝を促進して骨を強化、骨密度を高める。	<b>血糖値の上昇を抑制</b> 膵臓に働きかけてインスリンの分泌を促し、血糖値の上昇を抑えて糖尿病を予防。糖質代謝を促してメタボを防ぐ。
<b>血管の若返り</b> 動脈硬化を防ぐ物質(アディポネクチン)の分泌を促し、心筋梗塞など血管性疾患を予防。	

## 簡単で続けやすい 鎌田式かかと落とし運動

①～④を10回繰り返して1セットとし、1日3セットを目安に!



# 2022年度「決算報告」

2022年度の決算につきまして、監査法人および監事の監査を経て、  
2023年6月の理事会および評議員会で承認されました。以下概要となります。  
2022年度も、当法人が行う特定保険業ならびに共益事業および社会貢献活動につきまして、  
財務健全性の確保、各法令や規則にのっとり適切かつ適正な事業運営を行いました。

## 貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位:千円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金預金	25,040,595	23,493,362	1,547,233
未収会費	25,590	24,296	1,294
未収金	197	785	△587
前払金	74,437	69,184	5,252
立替金	43	99	△55
仮払金	6,600	—	6,600
流動資産合計	25,147,464	23,587,727	1,559,736
<b>2 固定資産</b>			
<b>(1) 基本財産</b>			
基本財産積立資産	100,000	100,000	—
基本財産合計	100,000	100,000	—
<b>(2) 特定資産</b>			
役員退職慰労金引当資産	229,709	198,269	31,440
退職給付引当資産	1,439,346	1,692,572	△253,226
異常危険準備金積立資産	9,325,010	9,325,010	—
特定資産合計	10,994,065	11,215,851	△221,786
<b>(3) その他固定資産</b>			
建物付属設備	262,267	122,461	139,806
什器備品	237,442	179,400	58,042
ソフトウェア	1,289,150	56,511	1,232,639
ソフトウェア仮勘定	64,454	1,379,691	△1,315,236
電話加入権	1,040	1,040	—
投資有価証券	700,000	400,000	300,000
保証金	446,159	443,477	2,682
その他固定資産合計	3,000,515	2,582,581	417,933
固定資産合計	14,094,580	13,898,433	196,147
資産合計	39,242,044	37,486,161	1,755,883
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金	575,292	588,660	△13,368
預り金	12,612	14,757	△2,145
賞与引当金	265,214	314,450	△49,236
役員賞与引当金	24,600	41,708	△17,108
未払費用	41,332	48,894	△7,562
責任準備金(未経過保険料)	1,116,698	1,130,640	△13,942
支払備金	2,342,688	2,387,211	△44,523
流動負債合計	4,378,437	4,526,323	△147,886
<b>2 固定負債</b>			
役員退職慰労引当金	229,709	198,269	31,440
退職給付引当金	1,439,346	1,692,572	△253,226
責任準備金(異常危険準備金)	9,325,010	9,325,010	—
固定負債合計	10,994,065	11,215,851	△221,786
負債合計	15,372,502	15,742,174	△369,672
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1 一般正味財産</b>			
一般正味財産	23,869,542	21,743,986	2,125,556
(うち基本財産への充当額)	( 100,000)	( 100,000)	( — )
(うち特定資産への充当額)	( — )	( — )	( — )
正味財産合計	23,869,542	21,743,986	2,125,556
負債及び正味財産合計	39,242,044	37,486,161	1,755,883

※千円未満は切り捨てて表示

## 正味財産増減計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:千円)

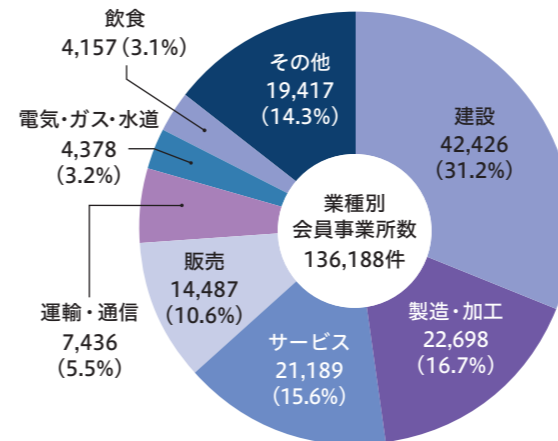
科目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	2	2	—
②特定資産運用益	451	451	—
③受取会費	13,576,402	13,712,360	△135,958
④責任準備金戻入額	13,942	2,356	11,586
⑤支払備金戻入額	44,523	356,777	△312,253
⑥雑収益	6,995	24,935	△17,940
経常収益計	13,642,316	14,096,882	△454,565
(2) 経常費用			
①特定保険事業費	3,350,354	3,015,776	334,578
②お客様サービス事業費	1,282,145	1,403,406	△121,260
③企画広報事業費	1,185,071	964,735	220,335
④会員管理費	387,374	401,815	△14,441
⑤事業管理費	4,900,535	4,125,614	774,921
⑥管理費	507,638	416,992	90,646
経常費用計	11,613,120	10,328,341	1,284,779
評価損益等調整前当期経常増減額	2,029,195	3,768,540	△1,739,345
当期経常増減額	2,029,195	3,768,540	△1,739,345
<b>2 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
①引当金等戻入益	156,452	26,254	130,197
経常外収益計	156,452	26,254	130,197
(2) 経常外費用			
①固定資産除却損	60,092	812	59,279
経常外費用計	60,092	812	59,279
当期経常外増減額	96,360	25,441	70,918
当期一般正味財産増減額	2,125,556	3,793,982	△1,668,426
一般正味財産期首残高	21,743,986	17,950,003	3,793,982
一般正味財産期末残高	23,869,542	21,743,986	2,125,556
<b>II 正味財産期末残高</b>	<b>23,869,542</b>	<b>21,743,986</b>	<b>2,125,556</b>

※千円未満は切り捨てて表示



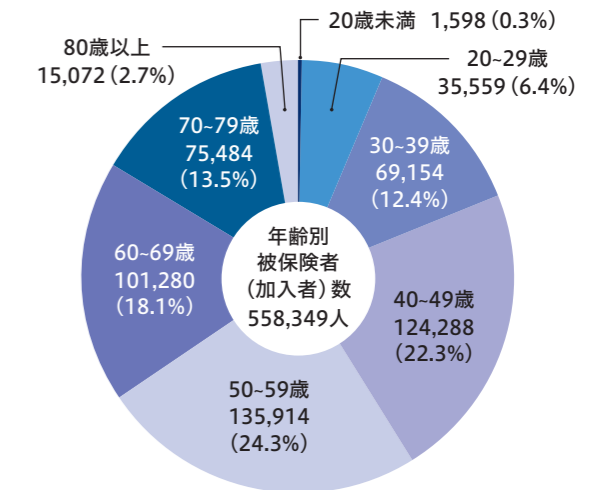
## 会員の状況 [2022年度]

■業種別会員事業所数 (単位:件)



※構成比は四捨五入しておりますので、構成比計が一致しない場合があります。

■年齢別被保険者(加入者)数 (単位:人)

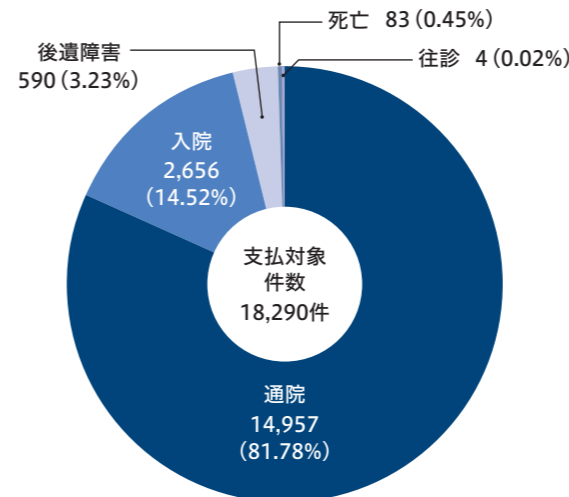


※年齢は2023年3月31日時点での契約満年齢

## 事業の状況 [2022年度]

### 特定保険業

■補償項目別支払件数 (単位:件)



※構成比は四捨五入しておりますので、構成比計が一致しない場合があります。

### 福利厚生事業

#### 1. 職場における健康管理のための補助

- (1) 定期健康診断の受診に対する補助 ..... 158,764人
- (2) 人間ドックの受診に対する補助 ..... 32,937人

#### 2. あんしん財団WELBOX

#### 3. 介護資格取得に対する補助

- ・ホームヘルパー等資格取得に対する補助 ..... 18人

#### 4. 使用者賠償責任保険制度

#### 5. 社会貢献活動への取り組み

- (1) はたらく人を応援する こども作文コンクール (読売新聞社主催、あんしん財団共催) ・第9回こども作文コンクール 「『ありがとう』感謝の心を、未来へつなぐ。」実施

### 災害防止事業

#### 1. 事業所の安全衛生化促進への補助

- (1) 安全衛生設備等の設置(購入)に対する補助 ..... 11,134件
- (2) 動力プレス機械特定自主検査の実施に対する補助 ..... 827件 (2,695台)
- (3) フォークリフト特定自主検査の実施に対する補助 ..... 2,778件 (4,231台)
- (4) 作業環境測定の実施に対する補助 ..... 500件
- (5) 特殊健康診断の実施に対する補助 ..... 1,326件
- (6) AED等職場の救急対策用設備の設置(購入)に対する補助 ..... 73件
- (7) ゼロ災運動研修会等、安全運転教育研修への参加、運転適性診断の受診等に対する補助 ..... 452件

#### 2. 労働安全衛生意識の向上を図る啓発活動

- (1) 研修会、講演会等の開催 ・労働安全衛生講演会等 ..... 6回 (1,619再生) ※オンライン開催
- (2) ポスター等の配布 ..... 3アイテム
- (3) 視聴覚教材(DVD)の無料貸出し ..... 294本

#### 3. 健康の保持増進支援

- ・WEB版 健康ウォーキング大会 ..... 2回 (2,000人)

#### (2) 女性活躍・働き方改革支援

- ・専用WEBサイト「はたらく×らいふプロジェクト」による情報発信
- (3) メンタルヘルス対策支援(産業医科大学との共同研究) ・専用WEBサイト「こころの“あんしん”プロジェクト」による情報発信
- (4) 中小企業経営者の健康に対する調査研究活動 (大妻女子大学との共同研究) ・専用WEBサイト「AMAROK 経営者健康あんしんアクションプロジェクト」による情報発信
- (5) 中小企業の技を、未来を担う子どもにつなぐ ・体験型ワークショップ開催 ・専用WEBサイト「ワザ伝プロジェクト」による情報発信

# あんしん財団は、中小企業の安心を総合的にサポートしています。

## “あんしん”を支えるサービス

特定保険業



### 事業総合傷害保険 → 21~24P

働く皆さまにもしもの事故が起こってしまった場合の「ケガの補償」です。業務上・業務外にかかわらず24時間補償します。事故によるケガで万一死亡された場合や、後遺障害、入院、通院、往診まで補償します。

お客様サービス事業



### 災害防止事業 → 25~26P

職場事故ゼロを目指して、安全衛生水準の向上をサポートする災害防止サービスです。安全活動に対する補助金やセミナー・研修の開催、視聴覚教材の貸し出しなどで安全で快適な労働環境づくりを支援します。



### 福利厚生事業 → 27~30P

健康管理、旅行・レジャーなど、従業員の生活の質を向上させるための福利厚生サービスです。人間ドックや定期健康診断の補助金、パッケージ型の福利厚生サービスの自動付帯など、さまざまなサービスで健康で豊かな生活を支援します。また、あんしん財団の会員制度にご加入いただくと使用者賠償責任保険制度が自動付帯されます。

会費	お一人様
	<b>月々2,000円</b> (うち保険料1,700円)

- あんしん財団は、厚生労働省より特定保険業の認可を受けた一般財団法人です。
- 国からの補助金は一切受けておりません。
- 制度の変更があった場合には、広報誌やホームページ等でご案内いたします。

### あんしん財団の保険制度の特長

- お工作中的のケガはもちろん日常生活におけるケガも補償します。
- 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします。
- 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します。
- 業種・売上高・年齢にかかわらず会費は一律です。
- 「災害防止」「福利厚生」サービスがご利用いただけます。

## ケガの補償

# 事業総合傷害保険

特定保険業

## ケガの補償で、社員と会社を守ります

「ケガをした被保険者および遺族の生活補償」と「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるためのケガの保険です。



保険契約者・保険金受取人 → 中小企業の法人または個人事業主

被保険者 → 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

### 補償の内容

被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険契約者へ保険金をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢<sup>(注1)</sup>に応じ、次の保険金をお支払いします。入院・通院・往診の保険金日額は年齢に関係なく一律です。

		満80歳未満	満80歳以上	
ケガの補償 <sup>(注2)</sup>	死亡したとき (死亡保険金)	<b>2,000万円</b>	<b>1,000万円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。</li> <li>●同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。</li> </ul>
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)	<b>2,000万円</b> (第1級) ) <b>16万円</b> (第14級)	<b>1,000万円</b> (第1級) ) <b>8万円</b> (第14級)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合(その程度に応じて等級区分に従った額)。</li> <li>●事故日からその日を含めて180日を超えて治療を要する場合(181日目における医師の診断<sup>(注3)</sup>に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従った額)。</li> </ul> ※当法人の等級表 <sup>(注4)</sup> によります。 ※保険期間を通じ、第1級の保険金の額をもって限度とします。
	入院したとき (入院保険金)	1日につき	<b>6,000円</b>	事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数 <sup>(注5)</sup>
	通院したとき (通院保険金)	1日につき	<b>2,000円</b>	事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数(90日を限度) <sup>(注6)</sup>
	往診を受けたとき (往診保険金)	1日につき	<b>4,000円</b>	事故日からその日を含めて180日以内に往診を受けた日数 <sup>(注6)</sup>

(注1) 被保険者の満年齢は、保険始期日(増員の場合は、増員日)の満年齢を適用します。

(注2) 疾病(病気)は補償の対象になりません。

(注3) 被保険者が医師の場合は、本人以外の医師の診断に基づきます。

(注4) 当法人の等級表は契約後にお渡しする「約款」に掲載しています(約款は当法人のホームページにも掲載しています)。

(注5) 入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間がお支払いの対象です。

(注6) 通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

保険金のお支払いの対象となる医療機関：病院もしくは診療所

事業総合傷害保険の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



### ★業務上・業務外にかかわらず補償します。

ご加入後に経営または就業の実態がなくなった場合は、その時点で被保険者資格を喪失し補償等のサービスはお受けいただくことができなくなりますので、すみやかにあんしん財団までお知らせください。

## 保険期間

- 保険期間は1年間です。
- 保険証券(継続契約は更新証)にてご確認ください。

## 保険責任の始まりと終わり

- 保険責任は「保険証券記載の保険期間」の初日の午後4時(注7)に始まり、末日の午後4時に終わります(増員の場合は、増員日時からその被保険者に対する当法人の保険責任を開始します)。
- (注7) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

## 保険契約の更新について

- 満80歳で契約更新日を迎える被保険者は、更新日前に継続申込書の提出が必要となります(継続申込書の提出がない場合、当該被保険者の保険契約は更新日(満了日)の午後4時で終了となります)。
- 満80歳未満および満81歳以上で契約更新日を迎える被保険者は、原則として自動継続となります。
- 保険契約の満了日より2ヵ月前の日までに、保険契約者または当法人のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了日の内容と同一の内容で継続するものとします。保険金請求状況等によっては、保険契約の継続をお断りさせていただくことがあります。

## ご契約についての注意事項

### ■保険金の請求について

- 被保険者がケガをした場合は、事故日からその日を含めて30日以内に当法人にご連絡ください。
- 保険金は保険金受取人である保険契約者に対してお支払いします。ケガで死亡した被保険者が保険契約者である個人事業主の場合の死亡保険金は、当法人が定めた受給順位に基づき遺族にお支払いします。

- 死亡保険金および後遺障害保険金第1級から第3級の請求に際しては、通常書類に加え、別途当法人が求める書類をご提出いただけます。また、保険契約者が保険金を受取った後に、保険金の全部または一部を被保険者またはその遺族に支払った記録を証する資料をご提出いただけます。
- 入院保険金、通院保険金、往診保険金および後遺障害保険金の請求に際しては、当法人が求める書類および診断書(診療証明書)をご提出いただけます。

### ■保険金をお支払いできない主な場合






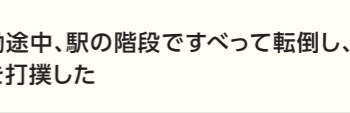
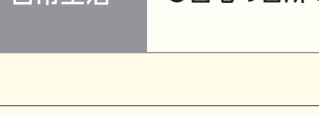
- ① 保険契約者(法人の場合は役員等)または被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
  - ② 保険金受取人(法人の場合は役員等)の故意または重大な過失によって生じた傷害
  - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた傷害
  - ④ 被保険者の重大な法令違反によって生じた傷害
  - ⑤ 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒
  - ⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
    - ア) 自動車等の無免許運転(無資格運転を含む。)
    - イ) 自動車等の酒酔い運転(酒気帯び運転を含む。)
    - ウ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転
  - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
  - ⑧ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
  - ⑨ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害(ただし、当法人が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は保険金を支払います。)
  - ⑩ 被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害
  - ⑪ 戦争、外国の武力行使、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた傷害
  - ⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
  - ⑬ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性、またはこれらの特性による事故によって生じた傷害
- ⑭ ⑪から⑬までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて起きた事故によって生じた傷害
  - ⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた傷害
  - ⑯ 骨折および打撲を除く腰部の症状(ぎっくり腰、腰部ねんざ等)は全て保険金支払いの対象外となります。)
  - ⑰ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が故意に不実の事故発生のお知らせをしたとき
  - ⑱ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
    - A. 次のいずれかの運動等を行っている間(主なもの)
      - ア) ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山
      - イ) リュージュ
      - ウ) ボブスレー
      - エ) スケルトン
      - オ) 航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)
      - カ) スカイダイビング
      - キ) ハンググライダー搭乗
      - ク) 超軽量動力機搭乗
      - ケ) ジャイロプレーン搭乗
    - B. 次のいずれかを行っている間
      - ア) モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルまたはこれらに類するものを用いての競技等
      - イ) 自動車等を用いての競技等を行うことを目的とする場所において、自動車等を用いての競技等
      - ウ) 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いての競技等
- ※自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます(クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます)。  
※競技等には、試運転、練習、サーキットのフリー走行等を含みます。

### ■保険金のお支払いが制限される主な場合



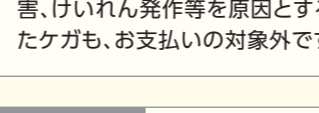
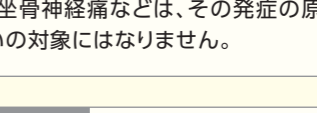
- ① 頸(けい)部症候群(むちうち症)については、保険金の請求金額の総額が20万円を超える場合は、20万円を限度としてお支払いします。
- ② 後遺障害保険金において、同一部位に一部既存障害があった場合は、その既存障害の保険金に相当する額を控除してお支払いします。
- ③ ケガをしたときすでにあった身体障害・疾病、またはケガをした後に別に発生したケガ・疾病の影響により、治療期間が長くなったときもしくは死亡・障害に至ったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してお支払いします。

## 保険金をお支払いできる例とできない例

### ○ 保険金をお支払いできる例

<b>工作中 日常生活</b> ●脚立から転落し、右足を骨折した 	<b>スポーツ</b> ●キャッチボール中にボールを取り損ね、つき指を負った 	<b>国内旅行 海外旅行</b> ●旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした 
<b>工作中</b> ●溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした 	<b>通勤中</b> ●通勤途中、駅の階段ですべて転倒し、頭を打撲した 	<b>交通事故</b> ●バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った 
<b>日常生活</b> ●自宅の台所で料理中、包丁で指を切った 		

### ✕ 保険金をお支払いできない例

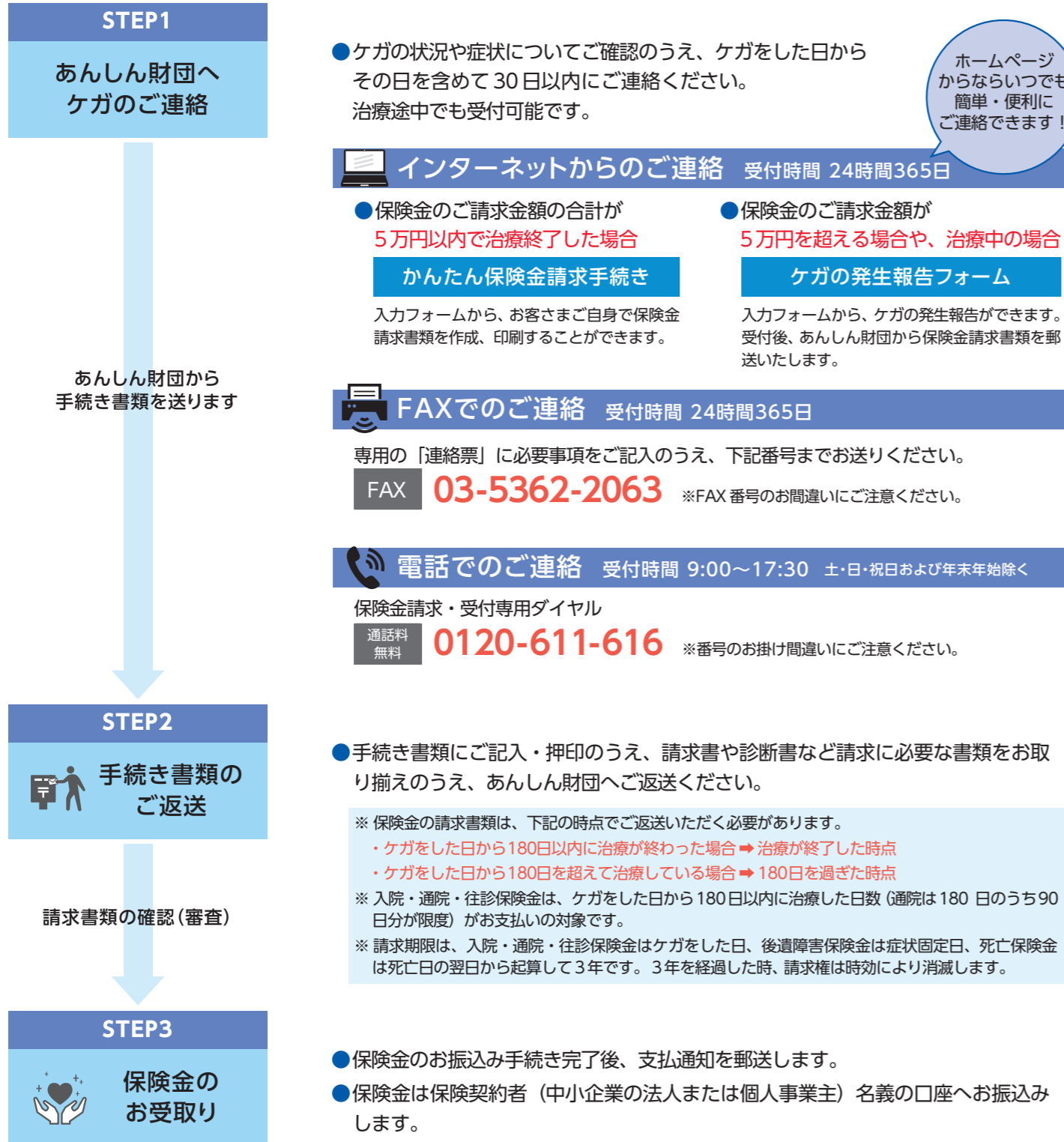
<b>工作中</b> ●高温多湿の作業場で長時間仕事をしていたところ、熱中症になった  <p><b>お支払いできない理由</b> 急激かつ偶然な外来の事故ではないため、お支払いの対象にはなりません。また、熱中症による立ちくらみや意識障害、けいれん発作等を原因とする転倒や転落等の結果生じたケガも、お支払いの対象外です。</p>	<b>工作中 日常生活</b> ●重い荷物を持ってぎっくり腰になった  <p><b>お支払いできない理由</b> 腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。ぎっくり腰・腰部ねんざ・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対象にはなりません。</p>
<b>工作中 日常生活</b> ●膝の痛みが引かず病院に行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された  <p><b>お支払いできない理由</b> 関節症は、部位を問わずお支払いの対象にはなりません。関節症(膝関節症、肩関節症など)は、ある部位が年齢とともに変形して発症するものであり、ケガに該当しないためです。</p>	<b>日常生活</b> ●入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った  <p><b>お支払いできない理由</b> 疾病(病気)は、お支払いの対象にはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象にはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。</p>

※上記は保険金をお支払いできる場合、またはできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例を挙げたものです。

保険金のお支払い可否は、最終的に手続き書類の確認(審査)によって判断いたします。

### 保険金請求の流れ

ご加入後、万が一ケガをされた際の保険金の請求も簡単です。お支払いまでもスムーズです。



保険金の請求方法の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



保険金の請求方法を動画でご案内しています



## 安全で快適な環境づくりを支えます

大切な従業員をケガから守るために普段からできることは、安全で快適な労働環境づくりを進めることです。災害を防止する各種サポートで、安心を支えます。



### 職場の環境改善のための補助金制度

下記の災害防止対策の費用の一部を、限度額の範囲内で補助します。支払条件がありますので、「申請書のご案内」および補助金規程をご参照ください。

1 安全衛生設備等の設置	職場の安全衛生環境向上のために当法人が指定する設備等を設置(購入) ※3,000円以上 [例]タイヤチェーン、消火器、安全靴、運搬用台車、保護帽など
2 動力プレス機械特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用した動力プレス機械特定自主検査(年次点検)
3 フォークリフト特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用したフォークリフト特定自主検査(年次点検)
4 作業環境測定の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、放射性物質、鉱物性粉じん、石棉などの有害物を扱う職場の気中濃度および騒音を測定
5 特殊健康診断の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、高気圧作業、石棉、電離放射線、じん肺、VDTの特殊健康診断を実施
6 ゼロ災運動研修会等への参加	中央労働災害防止協会(中災防)等が主催する当法人指定の研修会に参加
7 運転適性診断の受診および運行管理者指導講習の受講	独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する運転適性診断を受診または運行管理者指導講習を受講
8 安全運転教育研修への参加	自動車安全運転センター安全運転中央研修所および埼玉県トラック総合教育センターが実施する研修課程を修了
9 AED等職場の救急対策用設備の設置	職場でのケガや急病に備え、救急救命に必要な設備のうちAED(自動体外式除細動器)等を設置(購入) ※3,000円以上

### ■補助限度額

1会員につき1年度間(4月1日～翌年3月31日)で、加入者数に応じた補助金額を上限に補助します。

加入者数	1～2名	3～4名	5～9名	10～19名	20名以上
補助限度額	5,000円	10,000円	20,000円	40,000円	10名増加ごとに20,000円ずつ追加

※ 1 4 5 6 8 9 は費用の1/2まで、7 は費用全額より補助金を算出します。

※ 2 3 は1台あたり5,000円までとし、上記の限度額に含めます。

※ 補助金額は、千円未満切り捨てです。

※ 補助金は会費振替口座に振り込みます。

※ 補助限度額は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の加入者数(年度中に新規加入した場合は加入日の人数)で決定します。

職場の環境改善のための補助金 申請の流れ

申請のお手続きは4STEPで簡単。お支払いまでもスムーズです。



その他安全衛生のための活動

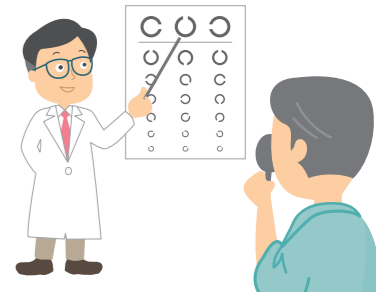
- 労働安全衛生講演会
- 労働安全衛生に関する視聴覚教材の無料貸出
- KYT(危険予知訓練)一日研修会
- 働く人の健康講座
- 労働安全衛生に関するポスター等の配布
- あんしん財団ヘルスケア・トレーナーの無料派遣



福利厚生 充実

福利厚生をしっかりとサポートします

従業員の健康管理、能力向上のサポート、旅行、レジャーなど、さまざまなサービスをご提供します。



あんしん財団WELBOX (ウェルボックス)

「あんしん財団WELBOX」は、旅行、レジャー、エンターテインメント、イベント等、さまざまな施設やサービスをWELBOX会員料金や特典付きで利用できるパッケージ型の福利厚生サービスです。

「あんしん財団WELBOX」の利用登録ができるのは被保険者(加入者)のみとなります

■利用できるサービス例

無料 eラーニング	社員の能力向上に! 会社経営、労働法・労務、人材開発、語学、PCスキル、財務経理、マーケティング など 約500種類の講座が何回受けても無料!	旅行・レジャー	海外旅行・国内旅行 ●国内宿泊WEB予約 ●国内&海外パックツアー ●海外ホテル予約サイト	スポーツ・レジャー	●全国レジャー施設 ●ゴルフ場WEB予約 ●スポーツクラブ など
すごい!	毎週水曜日更新! 50%~70%OFFのサプライズ商品が満載!!	お得なポイント	「WELコイン」は、WELBOX会員限定のお得なポイント制度です。		

※「あんしん財団WELBOX」は、株式会社イーウェルが提供する福利厚生サービスです。株式会社イーウェルは、メインサービスの「WELBOX」をはじめとしたさまざまな福利厚生サービスを提供する東急不動産グループの企業です。



あんしん財団WELBOXの詳細は右の二次元コードよりご覧ください



各種補助金制度

支払条件がありますので、「申請手続のご案内」および補助金規程をご参照ください。

健康管理のための補助金

定期健康診断や人間ドックの受診費用の一部を補助します。同一加入者1名に対し、定期健康診断または人間ドックのどちらか1年度間(4月1日~翌年3月31日)1回のご利用になります。

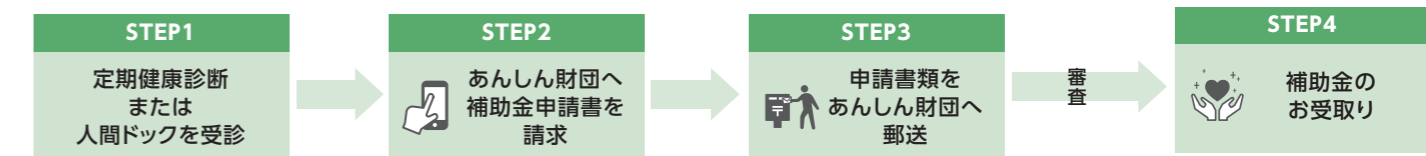
■定期健康診断 補助金

加入者1名につき1年度間1回 **補助金額 2,000円まで**  
労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた定期健康診断が補助対象となります。  
※定期健康診断に対する補助金制度については、2024年3月31日の受診分をもって終了になります。

■人間ドック 補助金

(人間ドック・脳ドック・PET検診・生活習慣病予防健診に加え付加健診を受診の場合)  
加入者1名につき1年度間1回 **補助金額 6,000円まで**

■健康管理のための補助金 申請の流れ



健康管理のための補助金制度の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



資格取得に対する補助金

**■ホームヘルパー等資格取得 補助金**  
 加入者が介護関係の研修を修了または資格を取得したとき


補助対象資格	・介護職員初任者研修の修了 ・介護福祉士養成のための実務者研修の修了 ・介護福祉士資格の取得
--------	--

補助金額 加入者1名につき1研修修了または1資格取得に対して5,000円まで

※加入者1名につき各1回まで補助。

※補助金は会費振替口座に振り込みます。

資格取得に対する補助金制度の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



その他サービス

使用者賠償責任保険制度	1加入者あたり3億円、1事故あたり10億円を支払限度額とする損害保険会社の使用者賠償責任保険が自動付帯されています(詳細は29ページをご覧ください)。	広報誌「あんしんLife」	会員制度にご加入いただくと月刊誌が届きます。
-------------	---	---------------	------------------------

福利厚生(お客様サービス事業)の変更事項について

健康管理のための補助金

定期健康診断 補助金制度終了のお知らせ

あんしん財団では、福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、**2024年3月31日の受診分をもって終了**することといたしました。本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度	
定期健康診断 補助金制度	人間ドック 補助金制度
2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。 受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。*	現行と変更ありません。

※2024年3月31日までの受診であれば、あんしん財団の補助金申請書類の受付(受領)が2024年4月1日以降であっても、審査のうえ補助金をお支払いします。ただし、受診日の翌日から起算して180日以内にあんしん財団が申請書類を受付(受領)することが必要となります。

2024年4月スタート!!

健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について

あんしん財団では、**2024年4月**から、中小企業にとって重要性が高まりつつある『従業員の健康管理』に関する新サービスの提供を開始します。このサービスは、皆さまご自身で健康情報管理・目標設定・行動記録のPDCAサイクルをまとめて行えるWEB・アプリサービスです。



お持ちのパソコンやスマートフォンで、楽しみながら健康活動を継続できるサービスメニューを開発中です。

お客様サービス事業について

お客様サービス事業の詳細については、当法人のホームページをご参照ください。お客様サービス事業(災害防止・福利厚生)の内容は、2022年4月時点のものであり、将来内容を変更することもあります。サービス内容を変更する場合、広報誌等にてご案内いたします。

使用者賠償責任保険制度

労災事故における使用者の賠償責任を補償!

お仕事中のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など(加入者に限ります)からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが支払われる制度です。

3つの特長

- 1 あんしん財団の会員制度に自動セット!**  
この制度への加入手続きや会費の追加負担は不要。  
当法人の会員制度にご加入いただくと、自動的にこちらの使用者賠償責任保険制度が付帯されます。
- 2 高額化する労災事故での賠償責任への備えとなります。**  
労働災害での使用者責任を問う高額な判決が続出しています。  
賠償金、弁護士費用など**最大1加入者あたり3億円/1事故あたり10億円**を補償。  
企業防衛にお役立ていただけます。
- 3 自殺や過労死、地震などの天災による使用者責任にも対応!**  
お仕事を原因としたうつ病による自殺や過労死、お仕事に発生した地震などの天災によるケガなどにより会員企業や役員が法律上の賠償責任を負った場合も補償されます。

示談、訴訟時の弁護士費用も補償

精神疾患・過労死、熱中症、地震などの天災にも対応

支払限度額 (1会員事業所単位)	1加入者あたり <b>3億円</b> / 1事故あたり <b>10億円</b>			
労働災害関係 高額判決例	判決認容額等	業種	被災内容	判決年
	1億9,869万円	製造	長時間労働による脳内出血で全介助状態	2008年
	1億8,760万円	飲食	過労による脳障害で寝たきり	2010年
	1億6,524万円	製材	玉掛けしていた原木が落下し、1級障害	1994年
制度の仕組み	あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険制度です。 ●新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。			
制度の概要	従業員などの加入者(当法人の加入者)が業務上の災害などにより被った身体の障害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責任を負った場合に、賠償保険金・弁護士費用などの費用保険金が会員に支払われます。			
支払われる 保険金の種類	(1)賠償保険金:損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険(共済)、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額 (2)費用保険金:弁護士報酬を含む訴訟・示談交渉等に要した費用 ●訴訟費用・弁護士費用などは、事前に引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。			
保険金が 支払われない 主な場合	●被保険者やその事業場責任者の故意 ●戦争・内乱、核燃料等による災害 ●風土病、職業性疾病(脳・心疾患、精神疾患、熱中症を除きます。詳細は30ページ) ●会員が個人事業主の場合、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者(当法人の加入者)との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用 ●加入者(当法人の加入者)ではない者が被った身体障害に対する賠償責任 ◆2023年4月1日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。 ●法令に定められた資格を持たない(※)で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害 1. 釣り上げ荷重5t以上のクレーン、デリック 2. 釣り上げ荷重1t以上の移動式クレーン 3. 最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。			
「他保険等 優先払」特約	◆2023年4月1日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。 ●支払責任が同じ他の保険契約等(※)がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料(掛け金)を負担している契約のことをいいます。			

使用者賠償責任保険制度の詳細は30ページをご覧ください。

# 使用者賠償責任保険制度

## 使用者賠償責任保険制度内容(詳細)

保険種類名	労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）、施設賠償責任保険（特定危険限定補償特約）
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険契約者かつ保険料負担者	あんしん財団
被保険者 (保険の利益を受ける者)	あんしん財団会員である事業主・法人およびその役員 ・会員とは、お客様サービス事業の「加入者サービス規約」に定められた会員に限ります。
補償対象者	あんしん財団加入者（特定保険業上の被保険者）
支払限度額 (1 会員事業所単位)	1 加入者あたり 3 億円 / 1 事故あたり 10 億円 (2014 年 3 月 24 日から 2015 年 3 月 24 日の間に発生した事故の支払限度額は、1 加入者 / 1 事故あたり 2 億円)
保険金支払事由	補償対象者が業務上の事由または通勤途上の災害により被った身体の障害（注）について、被保険者が訴訟等により法律上の賠償責任を負った場合（ただし、「保険金が支払われない場合」を除きます） (注) ケガおよび一部の病気をいい、これらを原因とする後遺障害や死亡を含みます。
支払われる保険金の種類	(1) 賠償保険金：損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険（共済）、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額 (2) 費用保険金：①弁護士報酬を含む訴訟・和解等の費用 ②示談交渉に要した費用 ③解決のための保険会社への協力費用 ④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用 (注 1) ①および②は事前に保険会社の書面による同意を得て支出した費用 (注 2) 保険会社は、必要と認められた場合に被保険者に代って、自己の費用で損害賠償請求の解決にあたるすることができます。 ③は、この場合の協力費用をいいます。
保険金が支払われない主な場合	●次の事由によって生じたケガまたは病気 ・被保険者やその事業場責任者の故意 ・戦争や内乱、核燃料等による災害 ●次に該当するケガまたは病気 ・風土病 ・職業性疾病（注） (注) 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。ただし、以下の疾病を除きます。 ア. 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓の突然死を含みます）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病 イ. 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病 ウ. 暑熱な場所における業務による熱中症 ※上記ウ. を免責除外とする規定の開始日は 2014 年 3 月 31 日とします。 ●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者（当法人の加入者）との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用 ●加入者（当法人の加入者）ではない者が被った身体障害に対する賠償責任 ◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。 ●法令に定められた資格を持たない（※）で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害 1. つり上げ荷重 5t 以上のクレーン、デリック 2. つり上げ荷重 1t 以上の移動式クレーン 3. 最大荷重 1t 以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。
「他保険等優先払」特約	◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。 ●支払責任が同じ他の保険契約等（※）がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。

### ■保険契約者(会員)資格について

保険契約者(会員)は中小企業の法人または個人事業主となります。ただし、次のいずれかに該当する場合はご加入になれません。  
A. 東京証券取引所「プライム市場」または「スタンダード市場」上場企業  
B. 事業を営んでいることを客観的に証明できないとき  
C. 法人の設立前の準備期間と解散後の清算期間

D. 個人事業主の開業前の準備期間と廃業後の清算期間  
E. 外国に本社のある企業の日本支社  
F. 社会通念上、事業として営まれていると評価できない事業  
G. 反社会的勢力に該当・関係する事業所または個人

### ■被保険者(加入者)資格について

保険契約者(会員)の事業に従事する方がご加入いただけます。

●**法人事業所**  
その法人の役員、その法人が常時雇用する従業員（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）  
・役員とは登記された役員を指します。  
・役員には、法人事業所から一定の報酬を受けて役員会に出席する等、経営に関与している非常勤役員の方を含みます。

●**個人事業所**  
その事業主本人およびその事業に従事する家族、その事業主が常時雇用する従業員（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）  
・家族とは民法に定める親族関係にある方を指します。  
・その事業主本人およびその事業に従事する家族は、他の事業所に雇用されている場合はご加入になれません。

### ■ご加入にあたっての注意

・ご加入の際には、被保険者(加入者)ご本人の同意が必要です。また、その同意を証するため、「加入申込書」の同意欄に必ず「ご本人がフルネームで署名」してください。被保険者の同意のないままに契約をされた場合、契約は無効となります。  
・反社会的勢力に該当・関係する事業所、該当・関係する方はご加入になれません。

・保険契約者資格、被保険者資格を事前に確認させていただきます。  
・保険契約者資格、被保険者資格を有しない方がその事実を告げないで加入した場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
・事業所のエリアや業種、当法人による審査結果、その他総合的な判断によりご加入をお断りすることがあります。

### ■お申込みからご加入までの流れ

- 1) 本誌の説明とあわせて重要事項説明書の内容をご確認いただいたうえで、お申込みください。  
※ご加入時には、保険金をご遺族等に支払うための手続きに関する書類として「就業規則」「労働協約」あるいは当法人所定の「傷害見舞金支払に関する確約書」のいずれかの書類をご提出いただけます。
- 2) 保険始期の日時(増員日時)は、「加入申込書の記載内容を当法人が確認した日時以降」かつ「加入申込書記載の申込日(告知日)から1ヵ月以内」の日時を、保険契約者と当法人で取り決めます。
- 3) 保険契約を締結した場合、保険契約者に会員証兼保険証券(増員の場合は変更確認書)を交付します。

### ■会費について お一人様 月々2,000円(うち保険料1,700円)

●**会費の自動振替**  
会費は、指定いただいた預金口座から、当法人が指定した日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に自動振替されます。  
※初回会費として、2ヵ月分を口座振替によって払い込むものとします(保険料払込の猶予期間中に保険金の支払事由が発生した

場合で未払保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険金をお支払いしません)。  
●**会費の振替口座**  
会費の振替口座は、必ず保険契約者(会員)の法人名義の口座または個人事業主名義の口座を指定してください。

### ■会費の経理処理について

会費の経理処理は下記のとおりです。

	振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		全額損金	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	①保険料相当部分(1,700円)は事業主個人の負担となり経費となりません。	事業主貸
	その他の加入者	②保険料相当部分以外(300円)は必要経費。	諸会費等
		全額必要経費	諸会費等



## あんしん財団 お問い合わせ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

受付時間

9:00～17:30 (土・日・祝日および年末年始除く)

ケガをされた場合の  
保険金の請求・受付24時間  
いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ 検索

保険金請求・受付専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-611-616

受付内容

- ケガのご連絡
- ケガによる保険金の請求  
(死亡・後遺障害・入院・通院・往診)

各種補助金制度に  
に関するお問合せ

各種補助金申請専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-512-511

お手続き番号	受付内容
1	職場の環境改善のための各種補助金 (安全衛生設備等設置等)
2	人間ドック・定期健康診断補助金 ホームヘルパー等資格取得補助金

あんしん財団WELBOXに  
に関するお問合せ

あんしん財団 お客様サービス事業部

通話料  
無料

0120-157-182

使用者賠償責任保険制度に  
に関するお問合せ

あんしん財団 団体保険制度部

通話料  
無料

0120-918-235



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入申込(未加入従業員の追加加入)</li> <li>● 保険契約者(会員)の変更</li> </ul>	通話料 無料 <b>0120-311-816</b> ☆最寄りの支局につながります。
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入者の減員、退会(解約)</li> <li>● 契約更新や会員証に関する照会</li> </ul>	通話料 無料 <b>0120-745-108</b>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の変更(事業所所在地などの変更)</li> <li>● 会費支払(口座振替)に関する照会</li> </ul>	通話料 無料 <b>0120-840-849</b>

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL.03-5362-2323 (受付時間9:00～17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

一般財団法人あんしん財団

本部:〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー <https://www.anshin-zaidan.or.jp/>